

「平成24年度都市税制改正に関する意見」の実現方について

現在、政府・与党において、明年度税制改正に向けて積極的な議論が行われているが、本会が去る8月にとりまとめた「平成24年度都市税制改正に関する意見」について、その実現が図られるよう要請する。

特に、車体課税については、「自動車重量税（国税）」及び「自動車取得税（都道府県税）」の廃止要望が提案されているが、両税は市町村税ではないものの、自動車重量税については、税収の約4割が譲与税として、自動車取得税については、税収の約7割が交付金として、それぞれ市町村に配分されている状況にある。

このような、市町村にとって貴重な財源である両税について、代替財源もなく廃止されることは絶対にあってはならない。

については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖化対策の観点から、これらの税については、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持するとともに、現行のエコカー減税導入前の税収水準が確保されるよう措置すること。

また、固定資産税については、明年度の評価替えて、景気の伸び悩み等による土地・建物の価格下落により、大幅な減収が見込まれることから、地価高騰時に講じられた特例等合理性の低下した特例を見直し、減収額を圧縮する措置を講じること。

平成23年11月

全 国 市 長 会